

基 発 第 260 号
平成 4 年 4 月 23 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8 号の 2 の業務）従事者安全衛生教育について

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（安全衛生教育指針公示第 1 号及び同指針公示第 2 号。以下「指針」という。）にその内容が示され、平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下「247 号通達」という。）により推進しているところであるが、チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第 36 条第 8 号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第 8 号の 2 の業務。以下同じ。）従事者に対する当該教育については、247 号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、標記教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まれて指導援助を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者に対しては、対象労働者に安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

なお、本通達をもって、昭和 60 年 11 月 18 日付け基発第 649 号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する者に対する実務向上教育について」は廃止する。

記

1 教育カリキュラム

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「伐木造材業務従事者必携」（林業・木材製造業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、林業・木材製造業労働災害

防止協会が実施している「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育講師研修」を修了した者又は教育カリキュラムの科目について学識経験を有するものを講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士及び衛生管理士も講師として適切であること。

(4) 1回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

別添

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
1 伐木作業等の 特徴と作業の 安全	(1)伐木造材作業の 安全	イ 作業着手前の準備	1.5
		ロ 伐倒方向の決定方法	
		ハ 伐木作業の方法	
		ニ 造材作業の方法	
	(2)大径木、偏心木等 の伐木及びかかり木 の処理	イ 大径木の伐倒の方法	
		ロ 偏心木の伐倒の方法	
		ハ 腐れのある木及び空洞木の伐倒の方法	
		ニ 転倒木及びかかり木の処理の方法	
2 チェーンソー の特徴と保守 管理	(1)チェーンソーの 特徴と保守管理	イ チェーンソーの特徴とその選択	2.0
		ロ 保守管理	
	(2)チェーンソーの 取扱作業の安全	イ 作業姿勢の基本	
		ロ キックバックの防止等作業上の注意事項	
	(3)チェーンソー取 扱作業時間の管理	イ チェーンソーの操作時間及び操作の方法	
		ロ 防振手袋の着用等作業上の注意事項	
		ハ 体操の実施	
		ニ 通勤の方法	
	(4)チェーンソー及 びソーチェーンの点 検整備	イ チェーンソーの故障の原因及び点検整備	
		ロ ソーチェーンの点検整備	
		ハ ソーチェーンの目立て	
3 健康管理	健康診断及び事後措 置	イ 振動障害のあらまし	0.5
		ロ 特殊健康診断	
		ハ 診断結果に基づく事後措置	
4 災害事例及 び関係法令	(1)災害事例とその 防止対策	イ 災害発生状況	2.0
		ロ 災害の原因と対策	
		ハ 災害事例研究	
	(2)チェーンソーを 用いて行う業務に係 る労働安全衛生関係 法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及 び労働安全衛生規則中のチェーンソーを 用いて行う伐木等の業務に係る条項並び にチェーンソーの規格	
計			6.0